# 群馬県行財政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行財政改革の評価及び推進に関し、有識者等から幅広く意見を聴くため、群 馬県行財政改革評価・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べる。
  - (1) 行財政改革の方針の策定に関する事項
  - (2) 行財政改革の取組の進行管理に関する評価
  - (3) 事務事業の効率的・効果的な実施に関する事項

# (委員)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が選任する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 公募による者
- 2 委員の任期は、知事が選任した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 3 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 4 委員の再任は妨げない。

## (委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代理者を定め、当該者が委員長の職 務を代理する。

#### (委員会)

- 第5条 委員会は、知事が委員長に協議した上で招集する。
- 2 委員長は、必要がある場合は委員会を招集することができる。
- 3 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、必要がある場合は委員長に委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、業務プロセス改革課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附 則 (平成22年7月20日総第30068-1号)

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日総第30068-19号一部改正)

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日総第30068-3号一部改正)

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附 則(平成28年7月1日総第30068-10号一部改正)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日総第30068-16号一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日業改第30068-12号一部改正) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。